

那覇市公報

第 1 8 4 4 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○那覇市自動車臨時運行許可番号標板の失効について（ハイサイ市民課）・・・ 981

○公共的な取組について（都市計画課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 982

◇ 公 告 ◇

○公告の訂正について（ハイサイ市民課）・・・・・・・・・・・・ 983

○令和4年度那覇市人事行政の運営等の状況（人事課）・・・・・・・・ 984

○令和5年度てんぶす那覇マネジメント事業者の募集について（商工農水課）・・・
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1007

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）・・・・・・・・ 1009

◇ 消防局訓令 ◇

○那覇市消防情報通信規程の一部を改正する訓令・・・・・・・・・・・・ 1010

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について・・・・・・・ 1012

○那覇市排水設備指定工事店の異動について・・・・・・・・・・・・・・・・ 1013

○公共下水道の供用及び下水の処理開始について・・・・・・・・・・・・ 1014

◇ 教育委員会規則 ◇

○那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1016

○那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則……	1018
------------------------------------	------

◇選挙管理委員会告示◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について……	1020
---------------------------	------

◇監査委員公表◇

○令和5年度行政監査の結果に伴う措置状況について（公表）……	1021
--------------------------------	------

告 示

那覇市告示第 256 号

令和 5 年 8 月 31 日

掲 示 済

那覇市自動車臨時運行許可番号標板の失効について

那覇市自動車臨時運行許可事務取扱要領第11条第2項の規定に基づき、下記のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

記

- 1 失効年月日 令和5年4月6日
- 2 失効理由 紛失
- 3 失効件数 1件
- 4 自動車臨時運行許可番号標板の失効表

令和5年8月31日

標板番号	失効理由	事件発生年月日	失効年月日
沖縄15那覇	紛失	令和5年3月14日	令和5年4月6日
以下余白			

那覇市告示第 260 号
令和 5 年 9 月 5 日
掲 示 済

公共的な取組について

那覇市屋外広告物条例施行規則（平成24年規則第52号）第7条の3第1項第4号の規定により、市長が認める取組を次のように定める。

那覇市長 知念 覚

- 1 デジタルサイネージを活用したエリアマネジメントとして、地域の活性化などに寄与する情報発信及び不法投棄、違反看板、落書き対策などの沿道環境の向上にむけた取組

公 告

那覇市公告第 369 号

令和 5 年 8 月 31 日

掲 示 済

公告の訂正について

令和5年8月14日付け那覇市公告第323号にて公告したハイサイ市民課(国民年金 G) デジタル複合機貸借及び保守業務契約に係る制限付一般競争入札の実施について、次のように訂正があるので公告する。

那覇市長 知念 寛

令和5年8月14日付け那覇市公告第323号の入札の実施について、次のとおり訂正する。

訂正する項目	訂正の内容	
	訂正前	訂正後
7 入札の日時及び場所	(1) 日時: 令和5年 9月1日(金) 受付 : 午前9時50分 入札 : 午前10時	(1) 日時: 令和5年 9月1日(金) 受付 : 午前9時50分 入札 : 午前10時 ※台風等により路線バスの運行 が停止となった場合で、入札執 行時刻の2時間前までにバスの 運行が開始されないときは、当該 入札の執行を延期する。この場 合において、延期後の入札執行 の日は、那覇市ホームページ へ掲載する。

那覇市公告第 370 号
令和 5 年 8 月 31 日
掲 示 済

令和4年度那覇市人事行政の運営等の状況

地方公務員法第58条の2第3項及び那覇市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定により、令和4年度の那覇市人事行政の運営等の状況を次のように公表する。

那覇市長 知念 寛

＜人事行政の運営等の状況について＞

この公表は、人事行政の運営等の公平性、透明性を確保するため、令和4年度における本市の職員数や職員の勤務時間、給与などのほか、研修、健康管理の状況などの概要を市民の皆様にお知らせするものです。

公表する項目は次のとおりです。

- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の競争試験及び選考の状況
- 3 職員の人事評価の状況
- 4 職員の給与の状況
- 5 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 6 職員の休業の状況
- 7 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 8 職員のサービスの状況
- 9 職員の退職管理の状況
- 10 職員の研修の状況
- 11 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 12 その他市長が必要と認める事項
- 13 公平委員会の業務の状況

公表の内容は、本市の各任命権者及び公平委員会からの報告と各種調査資料を基に作成しています。

公表についてご意見等がございましたら下記までお寄せください。

〒900-8585 那覇市泉崎1-1-1
那覇市役所 総務部人事課
電 話：098-861-7499
F A X：098-943-0289

（用語の説明）

1 部局の区分

- （1）市 長 ： 市長を任命権者とする市長の事務部局
- （2）議 会 ： 市議会議長を任命権者とする議会の事務局
- （3）選 管 ： 選挙管理委員会を任命権者とする選挙管理委員会の事務局
- （4）監 査 ： 代表監査委員を任命権者とする監査委員の事務局
- （5）教 委 ： 教育委員会を任命権者とする教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関
- （6）消 防 ： 消防局長を任命権者とする消防局及び消防署
- （7）水 道 ： 上下水道事業管理者を任命権者とする上下水道局

2 職位の区分

- （1）部長級 ： 政策統括調整監、部長、参事監、会計管理者、保健所長、消防局長（消防正監）、議会事務局長等
- （2）副部長級 ： 副部長、参事、次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長等
- （3）課長級 ： 課長、支所長、室長、所長、担当副参事、副参事、館長、消防司令長等
- （4）主幹級 ： 主幹、専任館長、消防司令、園長、専門主幹、教育保育指導主幹、総合現業主幹等
- （5）主査級 ： 主査、技査、児童館長、教頭、消防司令補、指導主事、分館長、環境整備主査等
- （6）主任級 ： 主任主事、主任技師、主任保育士、消防士長、主任学芸員、主任薬剤師、主任保健師、主任栄養士、主任運転手、主任調理員等
- （7）主事級 ： 主事、技師、保育士、学芸員、薬剤師、保健師、栄養士、消防士、運転手、調理員等

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

ア 採用者数と昇任者数(R4. 4. 1～R5. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
採用者数		72	0	0	0	3	17	7	99
昇任者数	部長級	5	0	0	0	1	1	0	7
	副部長級	8	0	0	0	1	1	2	12
	課長級	26	0	0	0	2	2	3	33
	主幹級	48	1	0	0	2	4	5	60
	主査級	73	0	0	0	2	8	9	92

(単位：人)

※採用者数は、割愛採用者を除いた人数です。

イ 退職者数(R4. 4. 1～R5. 3. 31)

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
退職者数		62	1	0	1	25	14	10	113
内訳	定年	30	0	0	1	11	7	8	57
	勸奨	15	1	0	0	0	1	1	18
	その他	17	0	0	0	14	6	1	38

(単位：人)

※勸奨の対象となる職員は、年齢 50 歳から 59 歳に達した職員です。

※その他には、普通退職、割愛退職等を含みます。

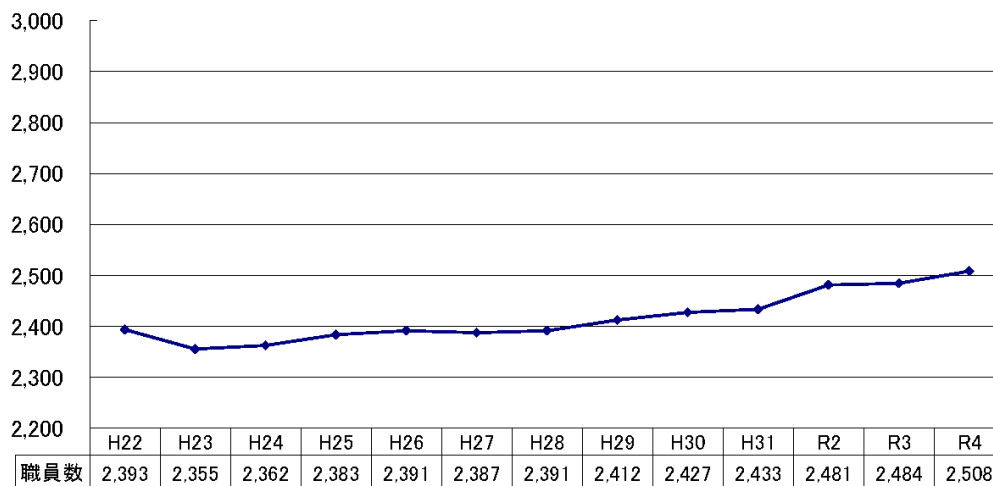
(2) 職員数に関する状況

職員数（令和4年4月1日現在）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
内訳	部長	16	1	0	0	2	1	1	21
	副部長	20	1	1	1	3	3	2	31
	課長	108	3	1	5	20	14	15	166
	主幹	223	6	1	1	25	28	30	314
	主査	374	5	2	0	67	78	42	568
	係員	960	4	3	0	204	167	70	1408
計		1701	20	8	7	321	291	160	2508
会計年度任用職員 （フルタイム職）		50	0	10	0	15	0	0	75

（単位：人）

職員数の推移



※各年4月1日現在（単位：人）

※那覇市立病院は、平成20年4月1日地方独立行政法人那覇市立病院に移行しました。

※職員数には、派遣・再任用職員も含まれます。

2 職員の競争試験及び選考の状況

令和4年度において、次のように競争試験及び選考試験を実施しました。

(1) 競争試験及び選考試験

① 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（専門職）

(ア) 日程

5月13日	市ホームページ公表
6月26日 又は	
6月19日～7月3日のうち1日	第1次試験
7月12日	第1次試験合格発表
8月6日 及び 7日	第2次試験
8月26日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分	職程記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
1	上級土木職	A	37	33	89.2%	28	1.18%	13	10	3.3%
2	上級建築職	B	13	11	84.6%	9	1.22%	5	2	5.5%
3	上級電気職	C	9	8	88.9%	8	1.00%	5	1	8.0%
4	中級土木職	D	2	2	100%	2	1.00%	1	1	2.0%
5	臨床心理士	E	3	2	66.7%	2	1.00%	2	1	2.0%
6	学芸員(考古)	F	8	7	87.5%	4	1.75%	3	1	7.0%
7	保育教諭職	G	63	57	90.5%	14	4.07%	11	5	11.4%
8	保健師職	H	35	33	94.3%	11	3.00%	11	3	11.0%
	計		170	153	90.0%	78	1.96%	51	24	6.4%

② 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（行政職・消防職等）

(7) 日程

7月19日	市ホームページ公表
9月18日又は 9月9日～25日のうち1日	第1次試験
10月11日	第1次試験合格発表
11月5日 及び 6日	第2次試験
12月16日	最終合格発表

(イ) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

番号	試験区分		職種記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
1	行政職Ⅰ	上級行政	A	500	314	62.8%	80	3.9%	70	28	11.2%
2		中級行政	B	125	80	64.0%	13	6.2%	12	6	13.3%
3		初級行政	C	115	90	78.3%	20	4.5%	19	7	12.9%
4	行政職Ⅱ	職務経験	M	156	129	82.7%	30	4.3%	24	3	43.0%
5	行政職Ⅲ	福 祉 A	D	11	8	72.7%	3	2.7%	2	1	8.0%
6		福 祉 B	N	8	7	87.5%	5	1.4%	1	1	7.0%
7	行政職Ⅳ	法 務	E	2	1	50.0%	1	1.0%	1	1	1.0%
8	行政職Ⅴ	情 報	P	1	1	100%	1	1.0%	1	0	0.0%
9	行政職Ⅵ	司 書	F	20	19	95.0%	5	3.8%	5	1	19.0%
10	初級土木		G	2	2	100%	1	0.0%	1	1	2.0%
11	消防職Ⅰ	上級消防	H	34	24	70.6%	6	4.0%	6	4	6.0%
12		中級消防	J	57	35	61.4%	17	2.1%	15	5	7.0%
13		初級消防	K	62	51	82.3%	14	3.6%	13	4	12.8%
14	消防職Ⅱ	救 命	L	25	19	76.0%	10	1.9%	10	3	6.3%
計				1,118	780	69.8%	206	3.8	180	65	12.0%

③ 那覇市職員試験委員会が実施した競争試験（就職氷河期世代対象）

(7) 日程

10月17日	市ホームページ公表
11月16日～12月4日のうち1日	第1次試験
12月9日	第1次試験合格発表
1月8日	第2次試験
1月31日	最終合格発表

(4) 試験区分、申込者数、受験者数、合格者数等の状況

試験区分	職種記号	申込者数 (A)	一次試験 受験者数 (B)	一次試験 受験率 (B/A)	一次試験 合格者数 (C)	一次試験 合格倍率 (B/C)	二次試験 受験者数 (D)	二次試験 (最終) 合格者数 (E)	二次試験 (最終) 合格倍率 (B/E)
行政職 (就職氷河期世代)	R	178	146	82.0%	14	10.4%	14	2	73.0%
計		178	146	82.0%	14	10.4%	14	2	73.0%

3 職員の人事評価の状況

本市では、地方公務員法第23条の2第2項の規定に基づき、全部局の職員を対象に能力評価及び実績評価による人事評価を下記の日程で実施しています。能力評価は、職務遂行の中でとった行動を、評価項目ごとに発揮した能力の程度を評価します。業績評価は職員が果たすべき役割について、目標の設定をし、当該役割を果たした程度を評価します。

(1) 人事評価の実施日程

令和4年度における人事評価は、以下の日程で実施しています。

目標設定面談	令和4年5月
評価面談	令和5年1月

4 職員の給与の状況

職員の給与等については、他に市のホームページ、広報紙においても公表をしています。

(1) 普通会計決算に占める人件費の割合

決算（歳出総額）に占める人件費の割合は次のとおりとなっています。

年度	歳出総額A (千円)	人件費B (千円)	人件費率 (B/A)
令和2年度	191,556,760	20,125,799	10.5%
令和3年度	171,159,091	20,490,157	12.0%
令和4年度	178,547,046	20,358,745	11.4%

※人件費には、普通会計に属する一般職員のほか、特別職職員（市長・副市長・議員等）の報酬・給与、共済費を含んでいます。

(2) 給与の種類と支給額の状況

職員に支給する給与の種類は次のとおりです。

また、令和4年4月分の支給実績から、それぞれの支給対象職員数と支給対象職員に対する平均支給額は次のとおりです。

令和5年4月分をあわせて表示します。

給与の種類		令和4年4月分		令和5年4月分	
		支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)	支給職員数 (人)	平均支給額 (百円)
給料	給料	2,477(65)	2,979(1,952)	2,464(38)	2,992(2,178)
諸手当	扶養手当	1,047	227	1,041	226
	住居手当	956	262	973	262
	通勤手当	1,967(43)	71(66)	1,974(23)	71(55)
	時間外勤務手当	1,212(43)	375(91)	1,217(27)	313(119)
	休日勤務手当	311(0)	202(0)	210(0)	231(0)
	夜間勤務手当	173(0)	74(0)	224(0)	36(0)
	管理職手当	212	534	210	534
	特殊勤務手当	439(0)	129(0)	443(0)	980(0)
	期末手当※	2,438(78)	7,805(4,420)	2,446(65)	7,527(4,963)
	勤勉手当※	2,323	5,933	2,349	6,340
	地域手当	4(0)	878(0)	4(0)	883(0)
	単身赴任手当	0	0	0	0
	初任給調整手当	6(0)	2,001(0)	6(0)	1,914(0)
	教員特別手当	21	70	21	71

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

※期末・勤勉手当については、それぞれの前年度(6月と12月)における支給実績です。

(3) 給料の状況（一般行政職）

民間の基本給にあたる給料の支給状況は次のとおりです。

ここでは、国家公務員の状況と比較するため、国家公務員の行政職俸給表(1)と同様の職種である本市の一般行政職の給料の状況を公表します。

なお、本市の一般行政職に該当する職員の数、次のとおりです。

令和4年4月現在 1,384(17)人

※ 一般行政職とは、税務関係職、消防職、企業（上下水道局）職や、給食調理員などの技能労務、保育教諭などの教育職等を除くすべての職員をいいます。

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

ア 初任給の状況（令和4年4月1日現在）

学歴区分	那覇市		国	
	決定初任給	2年経過後	決定初任給	2年経過後
大学卒	185,200	196,900	185,200	196,900
短大卒	167,100	177,800	167,100	177,800
高校卒	154,600	162,900	154,600	162,900

イ 経験年数別、学歴別平均給料月額状況（令和4年4月1日現在）

学歴区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	260,711	301,279	341,354
短大卒	249,467	281,117	325,556
高校卒	210,267	254,775	303,300

ウ 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況

区分		那覇市	国
令和4年4月	平均給料(俸給)月額	298,324円	323,711円
	平均年齢	40.7歳	42.7歳

※会計年度任用職員は職務により給与区分を決定しているため、アからウの表には含まれていません。

(4) 職員手当の状況（退職手当を除く。）

ア 扶養手当

(ア) 配偶者……………6,500円

(イ) 配偶者以外の扶養親族（子）……………10,000円

(ロ) 配偶者以外の扶養親族（父母等）…6,500円

※16歳から22歳の子を扶養の場合…1人につき月額 5,000円を加算

イ 住居手当

(ア) 月額 16,000円を超える家賃の支払者

家賃額により最高 28,000円まで

(例) 家賃50,000円の場合、22,500円

計算式 (家賃－27,000円) × 1/2 + 11,000円

(イ) 持家の世帯主……………0円

※平成 25 年 4 月 1 日より廃止

ウ 通勤手当

通勤距離が 2 km 以上で、交通機関又は交通用具利用者に支給

(ア) 交通機関（バス等）利用者…運賃相当額（最高限度額 55,000円）

(イ) 交通用具（自動車等）利用者……距離により 2,000 円～31,600 円

エ 時間外勤務手当、休日勤務手当と夜間勤務手当

(ア) 1時間当たりの支給額の時給に対する割合

区分	支給割合
正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の125
週休日（勤務の割り振りのない日）に勤務する場合	100分の135
週の正規の勤務時間を超えて勤務する場合	100分の25
上記3つの勤務時間が深夜の場合	100分の25を加算
休日に勤務する場合（正規の勤務時間）	100分の135
正規の勤務時間が深夜の場合	100分の25

※深夜とは、午後 10 時から翌日の午前 5 時までです。

(イ) 時間外勤務手当と休日勤務手当の支給額（普通会計決算）

普通会計決算から見た年間の時間外勤務手当と休日勤務手当の支給総額は、次のとおりです。また、支給総額を普通会計に属する職員数（管理職除く）で除した平均の支給年額を合わせて表示します。

年度	支給総額(千円)	年間平均支給額(円)
令和2年度	520,170(9,984)	248,054(58,729)
令和3年度	596,705(8,067)	285,368(49,796)
令和4年度	549,618(7,377)	265,773(60,467)

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

オ 管理職手当

管理又は監督の地位にある一定範囲の職員に対して、その職務ないし勤務形態の特殊性に着目し、給料月額に次の額を合わせた額を支給します。

政策統括調整監	93,700 円	部長	76,500 円
参事監	71,700 円	副部長	63,900 円
参事	59,300 円	課長	50,700 円
副参事	46,500 円		

カ 特殊勤務手当

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に支給します。

区分		全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合		17.7%
支給対象職員1人あたり平均支給年額（試算）		154,800円
手当の種類（手当数）		14種類
代表的手当の名称	支給額の最も大きい手当	感染症防疫作業手当
	支給対象となっている職員数が最も多い手当	消防活動等手当

キ 賞与（期末手当と勤勉手当）

支給期	期末手当	勤勉手当	計
6月期	1.225月分 (1.225月分)	0.925月分 (－)	2.15月分 (1.225月分)
12月期	1.225月分 (1.225月分)	1.025月分 (－)	2.25月分 (1.225月分)
計	2.45月分 (2.45月分)	1.95月分 (－)	4.4月分 (2.45月分)
職務級などにより加算措置があります。			

※（ ）はフルタイムの会計年度任用職員の値です。

ク 地域手当

民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に所在する公署に勤務する職員として、支給される手当。

また、一般の事務職等の事情とは異なり、民間における医師の給与は、都市部に勤務する医師より人材確保が困難である実情を考慮して、特例的に、医師に対し、給料月額等の16%を支給しています。

ケ 単身赴任手当

内閣府への派遣等、勤務地が県外となった職員が、単身赴任（15歳以下の子のみとの同居も含む）する場合に支給します。支給額は、月額 30,000 円～100,000 円です。

※令和4年度は、支給対象者なし

コ 教員特別手当

教育委員会の指導主事に支給されるもので、優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的としています。支給額は、職務の級及び号給に応じて、月額 2,000 円～8,000 円です。

(5) 退職手当の状況

ア 勤続年数ごとの支給割合

勤続年数	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
※定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		

イ 退職手当支給者の年度別支給状況

区分 期間	退職手当支給者数(人)		平均支給額(千円)		平均勤続年数(年)	
	自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年	自己都合他	勸奨・定年
令和2年度	49(23)	76	1,539(77)	21,527	9.8(0.9)	35.5
令和3年度	42(25)	76	1,566(176)	20,935	5.5(1.3)	35.2
令和4年度	42(16)	66	2,231(268)	20,942	7.9(1.8)	35.1

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

5 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間等の状況

ア 令和4年度における一般の職員の勤務時間等

(ア) 勤務時間

1週間あたり 38 時間 45 分

月曜日から金曜日までの5日間に1日7時間45分

(イ) 1日の勤務時間の割振り

午前8時30分から午後0時まで

午後1時から午後5時15分まで

(休憩時間 午後0時から午後1時まで)

(ウ) 週休日（勤務時間を割り振らない日）・・・土曜日・日曜日

イ 職員の休日（特に勤務を命じられない限り、勤務することを要しない日）

(ア) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(イ) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(ウ) 6月23日(慰霊の日)

(2) 職員のその他の勤務条件の状況

ア 年次有給休暇の行使状況(R4.4.1～R5.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	17.1	17.6	15.9	21.4	16.6	16.6	19.1	17.8
行使率(%)	85.5	88.0	79.5	107.0	83.0	83.0	95.5	88.8

※行使率は平均行使日数/20日(毎年度新規付与日数)

なお、行使日数には前年度繰越分(最大20日)を含む。

イ 夏期休暇(5日)の行使状況(R4.4.1～R4.10.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
平均行使日数	4.4	4.5	2.6	5	4.7	4.8	4.9	4.41
行使率(%)	88.0	90.0	52.0	100.0	94.0	96.0	98.0	88.3

※行使率は平均行使日数/5日(付与日数)

ウ その他の主な休暇取得者数の状況（R4. 4. 1～R5. 3. 31）

部局 休暇種別	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
私傷病休暇	125	1	0	0	25	10	11	172
出産休暇	40	0	0	0	6	0	2	48
保育休暇	12	0	0	0	0	0	3	15
子の看護休暇	401	6	0	1	77	125	49	659
介護休暇（無給）	1	0	0	0	1	0	0	2

（単位：人）

※私傷病休暇の状況は、5日以上 の長期間にわたる場合のみです。

6 職員の休業の状況

(1) 育児休業等の取得者数の状況（R4. 4. 1 ～ R5. 3. 31）

休業の種別		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
育児休業	男	32	0	0	0	5	6	2	45
	女	124	0	0	0	13	0	1	138
	計	156	0	0	0	18	6	3	183
部分休業	男	5	0	0	0	1	0	0	6
	女	47	0	0	0	4	0	1	52
	計	52	0	0	0	5	0	1	58
配偶者同行 休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
自己啓発等 休業	男	0	0	0	0	0	0	0	0
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0
修学部分休 業	男	1	0	0	0	0	0	0	1
	女	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	0	0	0	0	0	1

（単位：人）

7 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 職員の分限処分の状況

職員が勤務実績不良や勤務に堪えない場合に行われる分限処分(免職、休職、降任、降給)について、令和4年度は次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
病気休職	65	0	0	0	9	1	10	85

(単位:人)

(2) 職員の懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない非行を行った場合に行われる懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)について、令和4年度は次のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	市全体
免職	0	0	0	0	0	0	0	0
停職	0	0	0	0	0	0	0	0
減給	1	0	0	0	0	0	0	1
戒告	0	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

8 職員の服務の状況

(1) 職務専念義務の免除の状況

職員は、職務に関連する研修や本市の業務と密接な関連を有する団体の業務に従事する等の場合において、条例規則で定められた範囲内に限り、任命権者の許可を得て、勤務時間内における職務に専念する義務を免除される場合があります。

令和4年度における職務専念義務の免除の許可を受けた職員数は次のとおりです。

職務専念義務の免除を許可した職員数(延べ人数) (R4.4.1 ~ R5.3.31)

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
職務免除許可 職員数	944	7	3	9	17	144	76	1200

※健康診断(人間ドックを含む。)は、除いています。

(単位:人)

※新型コロナウイルス感染時の職務免除を含んでいます。

(2) 営利企業等の従事の許可の状況

職員は、営利企業の役員等になること、自ら営利企業を営むことあるいは報酬を得て他の事務事業に従事することが制限されており、各任命権者の許可を受けた場合に限り従事することができることとなっています。

令和4年度における営利企業従事許可の件数は、次のとおりです。

営利企業等の従事の許可件数（R4.4.1～R5.3.31）

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
営利企業等従事 許可件数	22	0	0	0	10	11	21	64

（単位：人）

9 職員の退職管理の状況

令和4年度に退職した職員の再就職状況で、那覇市職員の退職管理に関する規則第11条の依頼等の承認申請件数は以下のとおりです。

部局	市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
承認申請件数	0	0	0	0	0	0	0	0

（単位：人）

※再就職者が役職員に対し、契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することについて公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合の申請件数

10 職員の研修の状況

(1) 職員の研修状況（令和4年度）

ア 人事課職員研修グループ主催研修

	研修名		回数 (回)	期間 (日・h)	修了者 (人)
基本 研修	1	新採用職員前期研修	2	3日	109
	2	新採用職員後期研修	2	2日	107
	3	現任3年目職員研修	2	1日	94
	4	現任6年目職員研修	1	1日	51
	5	現任9年目職員研修	2	半日	49
	6	新任主査級研修（第1回目）オンライン	2	半日	73
		新任主査級研修（第2回目）オンデマンド	1	1ヶ月	75
	7	新任主幹級研修 オンライン	2	半日	54
	8	新任グループ長研修	2	1日	49
	9	新任課長級研修 オンライン	1	1日	30
	10	管理職特別研修（部長級）	1	2h	12
	11	管理職特別研修（課長級以上）一部オンライン	1	0, 5h	182
基本研修 計			19	－	885
実務 研修	1	文書事務研修Ⅰ（初任者）	2	1, 5h	39
	2	文書事務研修Ⅱ（文書主任・副主任）	2	1, 5h	46
	3	財務会計研修Ⅰ（契約、物品会計）	2	半日	42
	4	財務会計研修Ⅱ（出納事務）	1	1日	59
	5	財務会計研修Ⅲ（予算決算事務、流用・使途変更、複数年契約）	1	1日	67
	6	服務・旅費等基礎研修Ⅰ（服務事務、会計年度任用職員）一部オンライン	1	半日	49
	7	服務・旅費等基礎研修Ⅱ（安全・衛生、共済組合、旅費事務）一部オンライン	1	半日	18
	8	DX研修	2	半日	21
実務研修 計			12	－	341
専門 研修	1	法制執務研修（第1回目）	2	半日	29
	2	法制執務研修（第2回目）	2	半日	14
	3	ハードクレーム研修 オンライン	1	1日	28
	4	行政手続制度・行政不服審査制度	1	半日	11
専門研修 計			6	－	82
人事課職員研修グループ主催研修 合計			37	－	1, 308

イ 人事課職員研修グループ派遣研修

		研修名	回数 (回)	期間 (日・h)	修了者 (人)
県外	1	市町村職員中央研修所派遣研修	9	-	9
	2	全国市町村国際文化研修所派遣研修	5	-	5
	3	日本経営協会(NOMA)派遣研修	2	-	2
		県外派遣研修 計	16	-	16
県内	1	沖縄県市町村職員研修センター派遣研修	32	-	74
	2	キャリアアップ・フォーラム派遣研修	中止	-	-
		県内派遣研修 計	32	-	74
派遣研修合計			48	-	90

ウ 職場研修

研修名	回数 (回)	経費・報償費 (円)	延べ参加人数 (人)
全部局合計（市立病院を除く）	915	4,163,182	11,169

11 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理事業

ア 健康診断

項目	部局	受診者数等
①定期健康診断	市長 教委	対象：学校事務と学校図書館以外の全職員（ただし、人間ドック等受診者除く） 受診者：1,774人
	消防	対象：全職員（人間ドック受診者除く） 受診者：221人
	上下水道	対象：全職員 受診者：155人
②特定業務従事者健診	市長	対象：那覇市・南風原環境施設組合に派遣している現業職員 受診者：16人
③手話通訳者健康診断	市長	受診者：2人 対象：障がい福祉課に勤務する手話通訳者
④頸肩腕検診	市長	受診者：6人 対象：総務課に勤務する電話交換手
⑤特定業務従事者健康診断	消防	受診者：163人
⑥高気圧酸素業務者適正検査	消防	受診者：43人
⑦破傷風予防接種	市長	対象：クリーン推進課、道路管理課、廃棄物対策課、環境衛生課、環境政策課、環境施設組合の現業職員 受診者：39人
⑧ストレスチェック	市長 教委	対象者：3,063人（全職員） 受検者：2,376人 受検率：77.6%
	消防	対象者：298人（全職員） 受検者：292人 受検率：97.9%
	上下水道	対象者：183人 受検者：160人 受検率：87.4%

※上記表中、「受診者数等」欄の受診者には会計年度任用職員の数も含まれています。

イ 健康相談

部局	相談名		対象者・内容等
市長 教委	産業医による健康相談		全職員 月 5 回（内科125件・精神科179件）
	栄養士による栄養相談		全職員 月 1 回 2 時間（嘱託栄養士）（48件）
	保健師による健康相談 ※新型コロナウイルス感染拡大に伴い、巡回相談は規模を縮小して実施	各支所巡回	3 支所 33 人
		学校給食センター等の巡回	実施なし
		こども園等巡回	こども園・給食センター 計21か所 240人
		図書館・公民館の巡回	実施なし
消防	産業医保健師による健康相談	日常の健康相談	全職員 健診結果などの一般相談、メンタル相談 0 件
		災害現場活動後の健康相談	凄惨な災害現場で活動した職員・惨事ストレス等の確認 0 件
		新規採用職員巡回健康相談	新規採用職員・消防学校での健康状態や対人関係等の相談（年1回） 0 人
全	メンタルヘルス相談		全職員 心理相談員によるカウンセリング 開設日 月～金 実施人数：延べ 61件
	所属毎の職場カウンセリング		実施人数：延べ 507人
上下 水道	産業医・保健師による健康相談		対象：全職員 内容：健康相談等 実施人数：産業医 延べ 67件 保健師 延べ 448件

ウ 健康教育

部局	項目	対象者	実施月、内容等
市長	①メンタルヘルス研修(ラインケア)	新任G長研修指名職員 主幹級指名職員	5月 職場におけるメンタルヘルス、ラインケア基礎 (90分) 1月 職場におけるメンタルヘルス、発達障害の理解と対応 (60分)
	②腰痛予防講習会	クリーン推進課	11月 腰痛の緩和、発症予防の講話、実技 (90分)
	③熱中症対策	クリーン推進課	7月 保健師による熱中症予防、発症時の対応 (60分)
	④生活習慣病予防研修	人事課の指名する職員	1月 肥満、脂質代謝異常の改善のための栄養指導、運動の実践 (120分)
	⑤メンタルヘルス研修(セルフケア)	新規採用職員 6年目研修指名職員	10月 認知行動療法等、セルフケアについて (90分) 11月 認知行動療法、マインドフルネス等、セルフケアについて (90分)
消防	①救助隊員教育研修	研修受講者	2月 保健師によるメンタルヘルス講習 (50分)

(2) 職員厚生会の事業

本市では、職員の福祉の増進を図るため、地方公務員法第 42 条の厚生制度に基づく条例を制定して「那覇市職員厚生会」を設置し、次のとおり福利厚生事業を行っています。

① 〈運営費〉那覇市職員厚生会条例に基づく市負担金

職員の給料総額の 1,000 分の 3（令和 4 年度決算：33,290 千円）

② 〈運営費〉会員（職員）掛金

職員の給与総月額の 1,000 分 5（令和 4 年度決算：58,135 千円）

③ 〈運営費〉施設使用料、取扱手数料

項目	運営費	内容	
文化・体育事業	市負担金	各種スポーツ大会（卓球、ソフトボール、バレーボール、ボウリング等）や職員文化芸能音楽祭を開催し、職員間の親睦融和を図る。	
補助事業	市負担金	文体育成費	クラブ代表派遣補助、部出先補助、物品購入補助（出先機関のみ）
	市負担金	厚生事業	人間ドック受診や鍼灸受療に対する受診費用の一部を補助
	市負担金	レクレーション事業	職場単位でピクニック等を実施した場合、費用の一部を補助
	市負担金	旅行補助	会員及び会員の家族等が旅行する際の宿泊費の一部を補助
給付事業	会員掛金	会員の慶弔に際し、各種祝金や見舞金・弔慰金等を給付	
施設事業	使用料・手数料	厚生会館会議室及び、職員専用バイク駐車場の管理運営。本庁舎レストラン、売店の運営委託。	
共済事業	使用料・手数料	自動車・火災共済、公務員賠償責任保険等の加入手続き	
購買事業	使用料・手数料	厚生会と指定契約を交わした一部店舗にて、職員が利用する際の特別割引の他、立替払い（申請手続き要）を行っている。	

(3) 公務災害補償

任命権者別公務災害補償申請件数（R4.4.1～R5.3.31）

部局		市長	議会	選管	監査	教委	消防	水道	計
公務 災害	常勤職員	4	0	0	0	1	2	1	8
	非常勤職員等 （労災対象）	4	0	0	0	5	0	0	9
	非常勤職員等 （労災対象外）	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	8	0	0	0	6	2	1	17
通勤 災害	常勤職員	3	0	0	0	1	1	1	6
	非常勤職員等 （労災対象）	1	0	0	0	1	0	0	2
	非常勤職員等 （労災対象外）	2	0	0	0	1	0	0	3
	計	6	0	0	0	3	1	1	11
合 計		14	0	0	0	9	3	2	28

※（ ）は内数で、フルタイムの会計年度任用職員の値です。

12 その他市長が必要と認める事項

今回はありません。

13 公平委員会の業務の状況について

(1) 令和4年度における勤務条件に関する措置の要求件数

申請0件 未処理0件

(2) 令和4年度における不利益処分に関する不服申立ての件数

申請0件 未処理0件

(3) 令和4年度における苦情の処理に関する状況

申請1件 未処理0件

那覇市公告第 371 号

令和 5 年 9 月 1 日

掲 示 済

令和5年度てんぶす那覇マネジメント事業者の募集について

令和5年9月1日から令和5年度てんぶす那覇マネジメント事業者を次のとおり募集します。

那覇市長 知念 覚

1 名称及び位置

名 称 てんぶす那覇

位 置 那覇市牧志3丁目2番10号

2 選定の基準

- (1) 市民の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容がてんぶす那覇の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿ったてんぶす那覇の管理を安定して行う能力を有すること。

3 管理の基準及び業務の範囲

令和5年度てんぶす那覇マネジメント事業募集要項及び同業務仕様書のとおり。

4 事業予定期間

令和6年4月1日から令和16年3月31日まで（10年間）

※事業期間を5年間（令和6年4月1日から令和11年3月31日まで）とする提案も可とする

5 応募資格

応募者は、業務期間中、安全・円滑に対象施設を管理運営できる法人、もしくはその他の団体（以下「法人等という。」）で、次の事項に該当するものとします。

なお、個人での応募はできません。

(1) 法人等が単独で応募する場合

- ①県内に本店又は支店、営業所等を有する法人等。
- ②単独で応募する事業者は、共同企業体で応募する法人等の代表団体及び構成員になることはできません。（重複した応募は不可）

(2) 共同企業体で応募する場合

- ①代表者：県内に本店又は支店、営業所等を有する法人等。
- ②構成員：県内外を問わず、登記簿上の本店又は支店を有する法人等。
- ③代表団体を定めたうえで、代表団体及び共同企業体の構成員間で協定を締結すること。
- ④同一の法人等が、異なる複数の共同企業体の構成員になることはできません。（重複した応募は不可）

※共同企業体を組織する全ての法人等においても、次の（3）から（10）の全てを満たす必要があります。

- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、反社会的勢力並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 甲種防火対象物の防火管理者の資格を有する者を雇用していること（取得もしくは取得見込みを含む）。※共同企業体においては、代表者、構成員のいずれかで構いません。
- (7) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本市における一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (8) 本市から指名停止措置を受けていないこと。
- (9) 直近3年間の国税（法人税、消費税）、都道府県税（法人事業税、特別法人事業税、法人県民税）、市町村民税（法人市民税）を滞納していないこと。
- (10) 本公募に応募しようとする日から過去1年以内に、指定管理者の責めに帰すべき理由により、本市の指定管理者の指定の取り消しを受けていないこと。

6 申請方法

- (1) 募集要項等の配布 ※那覇市のホームページからもダウンロードできます。

配布期間 令和5年9月1日（金）から12月15日（金）午後5時15分
（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

配布時間 午前9時から午後5時15分まで
（正午から午後1時までの間を除く）

- (2) 提出書類

令和5年度てんぶす那覇マネジメント事業募集要項のとおり。

- (3) 申請書等の提出場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所6階
経済観光部 商工農水課

T E L : 098-951-3212 F A X : 098-951-3213

7 申請書等提出期限

令和5年12月15日（金）午後5時15分まで

那覇市公告第 375 号
令和 5 年 9 月 1 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和5年6月16日 第H31－協議01－02号
那覇市指令ま建指 第41－H31－協議01－02号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市久米1丁目3番8号 他2筆
2工区
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
那覇市泉崎一丁目1番1号
那覇市長 知念 覚
- 5 検査済証番号
令和5年9月1日 那ま建指第90号
- 6 工事完了年月日
令和5年8月20日

消防局訓令

那覇市消防局訓令第8号
令和5年9月1日
公 表 済

那覇市消防情報通信規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 局
局長 照屋 雅浩

那覇市消防情報通信規程の一部を改正する訓令

那覇市消防情報通信規程（平成16年1月29日消防本部訓令第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第1号様式 [略] 平成 年 月 日 [略] <u>署（課）長 名</u> <u>（公 印 省 略）</u> [略]	第1号様式(第23条関係) [略] 年 月 日 [略] <u>署(課)長</u> [略]
第2号様式(第23条関係) [略] [略] <u>署(課)長 名</u> 印 [略]	第2号様式(第23条関係) [略] [略] <u>署(課)長</u> [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線の引かれた部分改正部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正前の欄中下線が引かれた部分に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、令和5年9月1日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第14号
令和5年8月14日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の廃止）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
161	金仲設備	南風原町字宮城 419 番地 1	仲里 文栄

那覇市上下水道局告示第 15 号

令 和 5 年 8 月 2 1 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 343 号
指定工事店名	株式会社大川工業
営業所所在地	うるま市石川2287番地2
代表者氏名	大宜見 正
有効期間	自 令和4年4月1日
	至 令和9年3月31日
異動年月日	令和5年7月26日
異動事由	営業所所在地変更

那覇市上下水道局告示第16号

令和5年9月1日

掲 示 済

公共下水道の供用及び下水の処理開始について

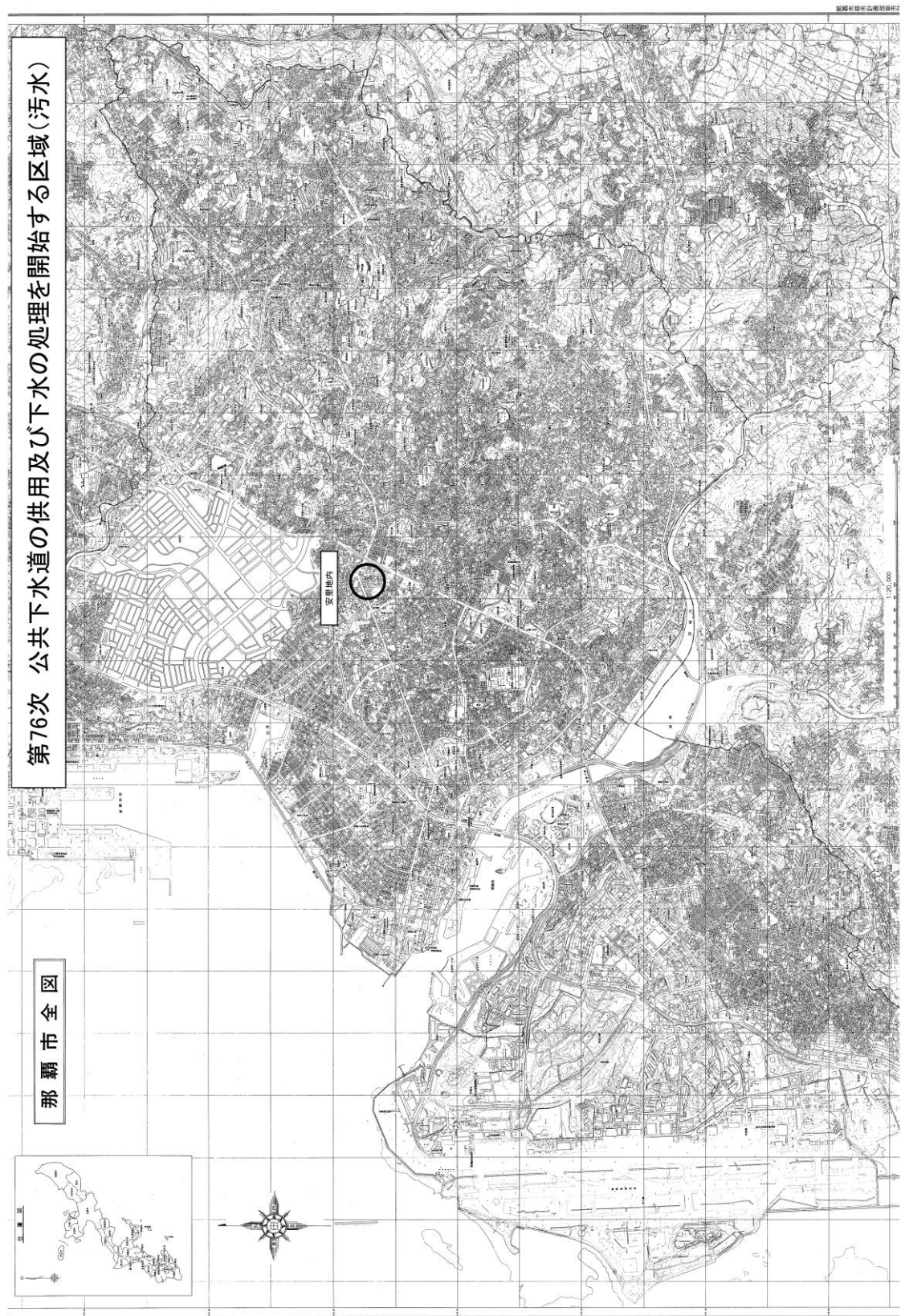
下水道法第9条第1項及び同条第2項の規定に基づき第76次の公共下水道の供用及び下水の処理開始を次のとおり公示する。

その関係図面は令和5年9月1日から15日間、那覇市上下水道局上下水道部 下水道課において一般の縦覧に供する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和5年9月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域（汚水）
安里地内の一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置（汚水）
前項に示す区域（別紙図示）
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別分流式
- 5 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
那覇市西3丁目10番1号 那覇浄化センター



教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第8号

令和5年9月15日

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める

那 覇 市 教 育 委 員 会
教 育 長 山 城 良 嗣

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例（令和5年那覇市条例第30号）の施行期日は、令和5年10月1日とする。

那覇市教育委員会規則第9号
令和5年9月15日

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那 覇 市 教 育 委 員 会
教育長 山城良嗣

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則の一部を改正する規則

那覇市学校給食センターの受配校に関する規則(昭和47年那覇市教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
(受配校) 第2条 那覇市学校給食センター設置条例 第2条に規定する施設に係る受配校は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>施設</th><th>受配校</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>小禄学校給食センター</td><td>城岳小学校 天妃小学校 開南小学校 垣花小学校 小禄小学校 さつき小学校 小禄中学校 金城中学校</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>高良学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> </table> 2 [略]	施設	受配校	[略]		小禄学校給食センター	城岳小学校 天妃小学校 開南小学校 垣花小学校 小禄小学校 さつき小学校 小禄中学校 金城中学校	[略]		高良学校給食センター	[略]	(受配校) 第2条 [略] <table border="1"> <tr> <th>施設</th><th>受配校</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>小禄学校給食センター</td><td>垣花小学校 小禄小学校 さつき小学校 小禄中学校 金城中学校</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>高良学校給食センター</td><td>[略]</td></tr> <tr> <td>開南学校給食センター</td><td>城岳小学校 天妃小学校 開南小学校</td></tr> </table> 2 [略]	施設	受配校	[略]		小禄学校給食センター	垣花小学校 小禄小学校 さつき小学校 小禄中学校 金城中学校	[略]		高良学校給食センター	[略]	開南学校給食センター	城岳小学校 天妃小学校 開南小学校
施設	受配校																						
[略]																							
小禄学校給食センター	城岳小学校 天妃小学校 開南小学校 垣花小学校 小禄小学校 さつき小学校 小禄中学校 金城中学校																						
[略]																							
高良学校給食センター	[略]																						
施設	受配校																						
[略]																							
小禄学校給食センター	垣花小学校 小禄小学校 さつき小学校 小禄中学校 金城中学校																						
[略]																							
高良学校給食センター	[略]																						
開南学校給食センター	城岳小学校 天妃小学校 開南小学校																						
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。																							

付 則

この規則は、那覇市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例(令和5年那覇市条例第30号)の施行の日(令和5年10月1日)から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第2号

令和5年9月1日
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,126人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

42,715人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

85,430人

監査委員公表

那 監 公 表 第 3 号

令 和 5 年 9 月 5 日

掲 示 済

那覇市監査委員	上 地 英 之
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	奥 間 亮

令和5年度行政監査の結果に伴う措置状況について（公表）

令和5年度行政監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項後段の規定により、別添のとおり公表します。

令和5年度行政監査の結果に伴う措置状況について

(1) 共通事項

ア 預金通帳、銀行届出印の管理について（要望事項）

次の(ア)～(ウ)の各団体の預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる同一のキャビネット内に保管されている。

しかし、リスク分散の観点から、預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けて管理することが望ましい。

(ア)那覇市交通安全市民運動推進協議会（市民生活安全課）

(イ)那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会（市民スポーツ課）

(ウ)小禄学校給食センター（学校給食課）

□ 要望事項に関する措置

(ア)那覇市交通安全市民運動推進協議会（市民生活安全課）

当面は銀行印と通帳の管理担当を分けることを実施することとし、施錠できる保管庫の予算確保に努めます。

(イ)那覇市健康ウォーキング推進事業実行委員会（市民スポーツ課）

今回の行政監査後速やかに、預金通帳及び銀行届出印は、施錠できる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けて管理しております。

(ウ)小禄学校給食センター（学校給食課）

預金通帳と銀行届出印を、それぞれ施錠できる別々の場所に保管し、その鍵につきましても、担当を分けて管理を行うことにしました。

(2) 各部署の指摘事項等

【市民文化部】

○市民生活安全課（那覇市交通安全市民運動推進協議会）

ア 協議会会則の規定と実態について（要望事項）

那覇市交通安全市民運動推進協議会会則の目的では、「推進協議会は、那覇市交通安全対策会議と緊密な連携のもとに、交通事故を絶滅し、市民の生命と健康を守り、安全で住みよいまちをつくるため、市民総ぐるみで交通安全運動を積極的に推進することを目的とする。」とあるが、現在、対策会議は稼働が無い状態であり、協議会会則の規定と実態が整合していない。

協議会会則の規定と実態を整合させることが望ましい。

□ 要望事項に関する措置

かかるご要望は同会の事務局を担っている本市に対するものとして承り、事務局担当として改正議案の作成等を行い同会の議事決定機会に諮ること

とします。

【経済観光部】

○商工農水課（那覇市農業用廃プラスチック適正処理対策協議会）

ア 一人の職員による預金通帳、銀行届出印の管理について（注意事項）

当該協議会の預金通帳及び銀行届出印について、同一職員の机の引き出しにおいて施錠無しで保管されていた。

これは通帳等の紛失や盗難の恐れだけでなく、預金を容易に引き出せるなどのリスクが懸念される。

預金通帳、銀行届出印の管理については、施錠のできる別々の場所に保管し、その鍵についても担当を分けるなど、安全かつ確実な方法で行うよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

預金通帳、銀行届出印を別々の場所に保管して、その鍵も別々の担当が管理するよう改善しました。

今後は適切な管理に努めてまいります。

イ 立替払について（注意事項）

当該協議会で必要な収入印紙及び切手の購入について、立替払が行われていた。

立替払は、団体の資金と私費との区別が不明確となることや私的流用につながるリスクが懸念されることから、資金前渡を行うなど、公金に準じた取扱により対応するよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

収入印紙及び切手購入の際には、資金前渡を行い購入後、内部決裁で支出の確認を行うよう改善しました。

今後は適正な事務処理を行い、再発防止に努めてまいります。

○観光課（読売巨人軍那覇協力会）

ア 団体の事務に従事する根拠について（要望事項）

読売巨人軍那覇協力会規約の目的は、「青少年の健全育成、スポーツの振興及び経済の活性化を通して那覇市の発展を図る（略）」とされており、那覇市事務分掌規則で定める観光課の事務分掌と整合性が図れていない。

団体の事務に従事する根拠について、事務分掌と整合性を図ることが望ましい。

□ 要望事項に関する措置

規約改正については、役員会の審議事項となっているため、役員会にて審議、検討してまいります。

【福祉部】**○保護管理課、福祉政策課（那覇市退職職員等による緊急市民支援基金）****ア 現金の取扱について（注意事項）**

当該基金は、事務効率化の観点から事務室内にて、貸付金及び返済金の現金を保管している。しかしながら、那覇市退職職員等による緊急市民支援基金運営要綱において、「支援基金に属する現金は、金融機関への預金に保管しなければならない。」とされている。また、現金差引簿などが作成されておらず、現金を容易に出し入れできる状況にあることから、現金の不正使用等のリスクが懸念される。

現金の取扱いにあたっては、要綱等の整備や現金差引簿の作成など安全かつ確実な方法で現金を保管することを図られたい。

□ 注意事項に関する措置

支援基金に属する現金について、原則として金融機関への預金により保管しますが、現状の保管状況に合わせ、現金を適切に管理するために要綱を整備してまいります。

また、現金残高を確認できる現金差引簿を作成し、令和5年5月から現金管理に活用しています。（保護管理課）

イ 収入伝票の作成について（要望事項）

当該基金への収入があった場合には、収入の担当者によって領収書が発行され、通帳へ入金されている。しかしながら、当該収入にあたっては、収入伝票の作成がなく、収入の担当者のみで事務処理を行っている。

収入にあたっては、収入伝票等の作成を行い、また、複数職員で決裁や確認をするなど適正な収入管理をされることが望ましい。

□ 要望事項に関する措置

当該基金への収入があった場合には、収入が分かる伝票等を作成し、決裁の上、収入書類を整理し適正に管理します。（福祉政策課）

ウ 基金の収支決算書の作成について（要望事項）

当該基金は、那覇市退職者職員の寄付等により原資を調達し、緊急に必要なとしている市民へ貸付を行っている。

貸付に係る実績報告書は作成されているものの、基金全体の収支決算書については作成されていない。

基金全体の収支決算書は、基金の運営状況を把握するために大切な書類であることから、収支決算書等を作成されることが望ましい。

□ 要望事項に関する措置

今年度より収支決算書を作成し、当該基金の運営状況を把握していきます。（福祉政策課）

【都市みらい部】**○ 公園管理課（沖縄県緑化推進委員会那覇支部）****ア 募金箱の管理等について（注意事項）**

募金箱については、担当課窓口以外に、本庁舎総合案内及び売店、各支所、緑化センターの6カ所に設置しているが、施錠できない募金箱が一部設置されている。また、口頭により募金箱の設置を依頼しており、管理方法や留意事項等が書面化されていない。

緑化推進を目的に集められた募金については、盗難や紛失等を防止するため、適切な管理等に努められたい。

□ 注意事項に関する措置

募金箱については、容易に開閉が出来ないものへ構造を改め、担当課窓口以外へ募金箱を設置依頼する際には、募金期間中の募金箱の取扱について書面にて留意事項等を示し、適切な管理に努めてまいります。

イ 会計書類（証拠書類）の保存年限について（注意事項）

当該団体に関する会計書類（証拠書類）の保存については、当該団体規約では規定されておらず、担当課の判断により概ね3年保存されている。

当該団体の上部組織である公益社団法人沖縄県緑化推進委員会の定款においては、会計書類（証拠書類）に関する書類は事務所に5年間備え置きと規定されている。

会計書類の保存年限については、上部組織団体の定款を遵守されたい。

□ 注意事項に関する措置

会計書類の保存については、上部組織である公益社団法人沖縄県緑化推進委員会の定款に準じた処理を行ってまいります。

【生涯学習部】**○生涯学習課（那覇市青少年健全育成市民会議）****ア 立替払について（注意事項）**

当該団体の支出について、支出額を事前に確定できない場合の物品等の購入において立替払が行われていた。

立替払は、団体の資金と私費との区別が不明確になることや私的流用につながるリスクが懸念されることから、資金前渡を行うなど、公金に準じた取扱により対応するよう努められたい。

□ 注意事項に関する措置

これまで行ってきた立替払を見直し、小口現金による支払いに変更いたしました。今回の指摘を踏まえ、適切な会計事務の執行に努めてまいります。

イ 団体の職員による不正な入出金について（指摘事項）

当該団体の令和4年度総会資料の確認の際、団体の職員による預金の不正な入出金が行われていたことが事務局に関わる市職員等により確認された。

そこで確認された事実は、当該団体の会計に関する不適正な事務処理調査報告書によると、(ア)市民会議の会費受入通帳、過去の資金造成の残が入金された預金通帳から業務上必要のない現金の入出金を行っていた。(イ)令和5年3月末時点、本来、預金通帳にあるべき額に不足が生じている。(ウ)不正な資金移動を隠ぺいするため帳簿の改ざんを行っていたなどである。

また、令和3年度から令和4年度の間の不正な出金合計は1,096,502円、不正な入金合計は829,420円で、差し引き267,082円の不足額があった。

その後、不足額は団体の職員により返済されている。また、団体の職員は返済後に退職している。

今回の不正な入出金が行われた要因としては、①収入伝票等が作成されていないなど適正な収入管理が行われていないこと、②入出金において、会計責任者等の預金通帳の確認の頻度が少ないこと、③預金通帳及び銀行届出印の運用管理が十分でないこと、④事務局（市職員1名、団体の職員1名）における入出金のチェック体制が十分でないことなどが考えられる。

このような不正な入出金が行われないよう事務手続きとチェック体制について検証し、再発防止策を講じられたい。

□ 指摘事項に関する措置

今回の指摘事項を検証し、十分でなかった会計管理等に関して当該団体と協議のうえ、次のとおり対策を講じます。

①収入伝票等が作成されていないなど収入管理に関する指摘については、新たに収入伝票を作成した収入管理に変更いたします。

②預金通帳の確認の頻度が少ない指摘については、定期的に会計責任者等にて入出金ごとに預金通帳の突合等を行い、確認の頻度を増やします。

③預金通帳及び銀行届出印の運用管理が十分でない指摘については、預金通帳及び銀行届出印の別管理を徹底し、特に銀行届出印については、団体の職員が1名であることから、市職員による管理を徹底いたします。

④入出金のチェック体制が十分でない指摘については、これまで2名で行っていた確認体制を3名体制にし、預金通帳及び帳簿の確認を行います。

今後、このような事がないようチェック体制を強化し、再発防止に努めてまいります。